

紛争案件を通じた経験を生かし 健全な未来志向のM&Aに貢献したい!!

コロナショックを契機に、これまで以上に企業の存続をはかるためのM&Aに注目が集まっている。そこで、今号ではM&Aや紛争案件に携わってきた笠野さち子氏(潮見坂総合法律事務所 弁護士)に、これまでの歩みやM&Aにかける思いについて語ってもらった。



笠野さち子 かのの・さちこ
潮見坂総合法律事務所 弁護士

1999年司法試験合格。2000年京都大学法学部卒業、司法修習生。01年弁護士登録(第二東京弁護士会)、三宅坂総合法律事務所パートナー。16年霞門総合法律事務所(現・潮見坂総合法律事務所)開設後、現在にいたる。

事業再生などを通してM&Aを学ぶ

私は弁護士登録してから一貫して、M&A案件に携わっており、ときにははそれにとまなう内紛や役員に関する案件も手掛けてきました。そもそも、私が弁護士登録をした2001年は、その前に施行された民事再生法が運用されはじめた時期で、所属事務所でもそういった案件を多く取り扱っていました。私も

複数の再生案件(居酒屋チェーン、ラグジュアリーホテル、リーグチームなど)を担当し、その多くは事業の存続・蘇りをかけたスポンサー型のM&Aだったので、非常に勉強になりました。また、大手商社による投資案件のM&A案件も経験し、さまざまな業界のデューデリジェンス、契約書作成、商法・会社法に定められた手続の実践なども学ぶことができました。

M&Aと紛争を同時にサポート

現在も大小さまざまなM&A案件に携わっていますが、とくにM&A関連の紛争(表明保証違反があったと称して代金を支払わない買主に対する代金支払請求訴訟、カネボウの主要事業譲渡にかかる株主代表訴訟など)は自分の強みを生かせる分野であり、結果も残してきたと自負しています。おかげで、最近では紛争案件などで場数を踏んできたキャリアを買っていただき、上場会社がアクティビスト(物言う株主)と対峙する案件などもご依頼いただいています。また、役員

の善管注意義務(善良なる管理者の注意義務)などの観点から意見書を作成し、取締役会にアドバイスするケースのほか、MBO(経営陣買収)や親子上場の解消、あるいは経営陣と銀行団とが激しく対立する局面でのTOB(株式公開買付け)における第三者委員・独立委員として意見を述べる機会も増えています。

一方で、昔からのクライアントのなかには世代交代を必要としている会社もあり、どのようにしたら事業承継をスムーズに行えるかといった相談を受けることも多くなってきました。こういったケースでは税務の専門家と協力のうえ、できるだけ外部流出が少なく、いかにローコストで承継を実現できるかといった点に気を配っています。ただし、相続が絡む場合は、方向性を異にする株主や役員間で経営権を巡る紛争が発生しがちなので要注意です。スピーディに解決に持ち込むほうがいいか、それとも時間を稼いで兵糧攻めを選択したほうがいいのかといったことを迅速に判断し、場合によっては法的手段を行使する、あるいは受けて立つことが求められますが、このあたりの対応についてもこれまでの経験が生かせるように思います。

いづれにしても、売主・買主の双方にとって大型の投資であればあるほど、事後に損害賠償請求をしたり、受けたりする可能性は高くなりますし、事業承継にもなう内紛や敵対的買収が発生する局面も増えてきます。そういったケースにおいて、知恵を絞ってできるかぎりの手を打ち、クライアントの利益を守ることができたときには喜びを感じますし、M&Aと紛争を並行して手掛けてきてよかったと実感します。これからもこういった強みを生かして、クライアントの役に立てるように最善をつくしていきたいと思えます。

